

## 千代田区における医療的ケア児の状況等について

### 1 医療的ケア児

- ・ 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条）

「医療的ケア」

…人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為

「医療的ケア児」

…日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）をいう。

- ・ 歩ける医療的ケア児や寝たきりの重症心身障害児（※）など状況は様々である。  
※重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童
- ・ 生きていくために日常的な医療的ケアと医療機器が必要である。  
（例）気管切開部の管理、人工呼吸器の管理、在宅酸素療法など

### 2 区内の医療的ケア児の人数（令和4年8月末時点）

	未就学児	小学生	中学生	高校生	合計
人数	6人	2人	1人	0人	9人

- ・ 現在、医療的ケアを必要とする児童であり、公的サービスの利用等で所管課が把握している人数である。
- ・ 酸素吸入や経管栄養等、医療的ケアが重複している児童や、常時医療的ケアを必要とする児童もいれば、夜間のみ医療的ケアを必要とする児童など、状況は様々である。